

【ABC 消費者情報 Vol. 129】

◎地域消費者リーダー募集！！

鹿児島市では消費生活に関する知識を学び、地域に広める『地域消費者リーダー』を募集します。

- 対象 鹿児島市内に住む20歳以上の人
- 活動期間 平成32年3月31日まで（更新あり）※事前研修あり
- 主な活動内容 消費生活に関する研修会（託児あり）への参加や出張講座での講師
- 謝金 2,000円/回から（活動実績に応じて支払います）
- 応募方法 5月24日（木）必着で、応募用紙に、必要事項を記入し、郵送、メール、ファクス、または持参してください。市ホームページからのダウンロードも可能です。

(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/keho/kehatsu/leader.html>)

◎消費者トラブル情報

■相談事例

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と記載されたハガキが届いたという相談が多く寄せられています。

■アドバイス

- 架空請求と言われる、振り込め詐欺の一種です。
- 訴訟提起などの重要書類がハガキで送られてくることはありません。
- 身に覚えのない請求は無視し、一切連絡をしないようにしましょう。
- 不安を感じたら、消費生活センターや警察に相談しましょう。

■相談電話

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/keho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611